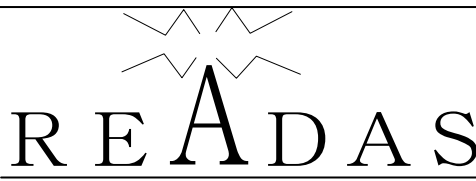


第 5152 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 1月27日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 贈与税の改正

**Q**：今年から贈与税が変わったと聞きましたが、どのようになったのですか？

**A**：暦年贈与の税率が一部変更になり、特例贈与が新設されました。

### 【解説】

贈与税の取扱いは、平成25年度の税制改正で改正され、平成27年1月1日以後の贈与から、次のようになりました。

#### ① 暦年贈与の税率

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
1,000万円超1,500万円以下	50%	45%
1,500万円超3,000万円以下	〃	50%
3,000万円超	〃	55%

※1,000万円以下の部分は変更ありません。

#### ② 特例贈与（直系尊属から20歳以上の者への贈与）

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
200万円以下	10%	10%
200万円超300万円以下	15%	15%
300万円超400万円以下	20%	15%
400万円超600万円以下	30%	20%
600万円超1,000万円以下	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下	50%	40%
1,500万円超3,000万円以下	〃	45%
3,000万円超4,500万円以下	〃	50%
4,500万円超	〃	55%

